

特定非営利活動法人チャイルド・ファンド・ジャパン  
理事監事顧問等 規程

(目的)

第1条

この規程は、特定非営利活動法人チャイルド・ファンド・ジャパン（以下「法人」という）定款に基づき、理事、監事および顧問の報酬ならびに費用、旅費、慶弔見舞金、退任慰労に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条

理事、監事および顧問は、無報酬とする。

(交通費の支給)

第3条

理事、監事および顧問が理事会および理事長主催会議等に出席する場合には 都度 2,000円を現金により支給する。

2 前項にかかわらず、遠方に所在する理事、監事および顧問が理事会および理事長主催会議等に出席する場合には、交通実費および宿泊実費を支給できるものとする。

(旅費)

第4条

理事、監事および顧問が理事長または副理事長の委嘱により職務のため出張をしたときには、法人の旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(慶弔見舞金)

第5条

理事、監事および顧問の慶弔見舞に関しては、以下の基準で支給する。

	事由	金額
結婚祝金	本人の結婚	30,000 円
弔慰金	本人の死亡	100,000 円
	配偶者の死亡	30,000 円
	父母子女の死亡	20,000 円
	弔慰金を支給するとともに弔電及び2万円相当の供花を行う。	
傷病見舞金	本人が1か月以上の入院	10,000 円
	事情により見舞品の支給に代える。	

(退任慰労)

第6条

理事、監事および顧問の退任にあたって、退任慰労金は支給しない。ただし、理事会が法人に対する功労が大なると判断した場合、理事長の決定により支給することがある。

(改廃)

第7条

この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第8条

この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(付 則)

- 1 この規程は、2015年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、2015年6月10日総会において承認された。
- 3 2018年10月12日 改定

## 職員給与規程

制 定 2010年04月01日

最終改定 2018年04月01日

### 第 1 条 (目的)

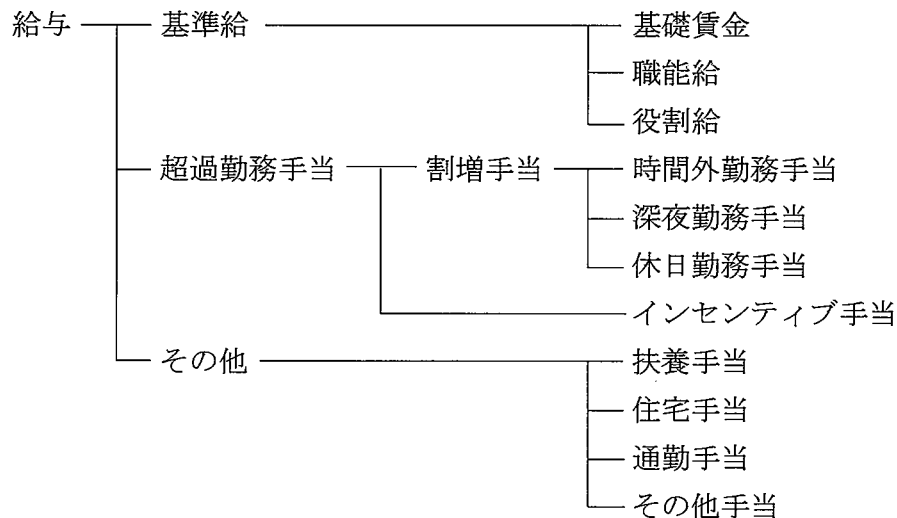
この規程は、特定非営利活動法人チャイルド・ファンド・ジャパン（以下、チャイルド・ファンドという）の職員就業規則、契約職員就業規則及び嘱託職員就業規則に基づき、職員の給与に関する事項を定めたものである。

### 第 2 条 (適用範囲)

この職員給与規程は、正職員、契約職員及び嘱託職員に適用する。ただし、別に定めのある場合にはこの限りではない。

### 第 3 条 (給与の構成)

給与の構成は以下のとおりとする。



### 第 4 条 (給与計算期間・支払日)

給与は、毎月 1 日に起算し末日を締切りとした期間（以下、「給与計算期間」という）について計算し、翌月 20 日に支払う。ただし、当該支払日が休日の場合はその前日に支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する場合であって、職員（職員が死亡したときはその遺族）の請求があったときは、給与支払日の前であっても既往の労働に対する給与を支払うものとする。

- ① 職員またはその収入によって生計を維持する者が結婚、出産し、疾病にかかり、災害を受け、または死亡したとき。
- ② その他やむを得ない事情があると、チャイルド・ファンドが認めたとき。

## 第 5 条 (給与の支払方法)

給与は通貨で直接職員にその全額を支払う。

- 2 前項の規定にかかわらず、職員の同意を得た場合は、本人が指定する金融機関の口座への振り込みにより給与を支給する。また、以下の各号に掲げるものについては給与を支払うときに控除する。
  - ① 源泉所得税
  - ② 住民税 (市町村民税および都道府県民税)
  - ③ 雇用保険料
  - ④ 健康保険料 (介護保険料を含む)
  - ⑤ 厚生年金保険料
  - ⑥ その他必要と認められるもので職員代表と協定した物

## 第 6 条 (給与の控除)

遅刻、早退または欠勤により、所定労働時間の全部または一部を休業した場合は、その休業した時間に応じて基準給およびインセンティブ手当の日額あるいは時間額は減額する。そのうち、欠勤に関しては通勤手当についても対象とする。

- 2 育児時間、育児短時間勤務、介護短時間勤務により所定労働時間の全部または一部を休業した場合、基準給およびインセンティブ手当について、その休業した時間に応じ按分した額とする。
- 3 育児・介護休業法に基づく育児・介護休業および看護休業の期間、母性健康管理のための休暇、および本規則に定める特別休暇のうち産前産後の休業期間、生理日の休暇の期間は、無給とする。
- 4 休職期間中は、給与を支給しない。ただし、チャイルド・ファンドが特に必要と認めた場合は支給することがある。
- 5 休職などにより給与の支給がない場合、社会保険料等の職員負担分は、チャイルド・ファンドが立替えて納付した額を職員に請求するものとする。

## 第 7 条 (中途入職・中途退職の給与計算)

給与計算期間の中途に入職または退職した者に対する当該計算期間における給与は、日割り計算で支給するものとする。

## 第 8 条 (休業中の給与)

チャイルド・ファンドの都合により職員を休業させる場合には、休業 1 日につき平均賃金の 100 分の 60 に相当する休業手当を支給する。

## 第 9 条 (日額・時間額の計算)

この規程において、給与の日額および時間額を用いる際は、以下の計算による。

- ① 時間額 = 基準給 ÷ 月平均所定労働時間
- ② 日 額 = 時間額 × 1 日の所定労働時間
- 2 時間集計時において、1 時間未満は 15 分単位で計算し、円未満の端数は職員にとって有利になるよう切捨てまたは切り上げるものとする。
- 3 月平均所定労働時間とは、月平均所定労働日数に 1 日の所定労働時間を乗じた時間とし、原則、月平均所定労働日数は、20.25 日とする。

#### 第10条 (基準給の決定)

基準給は、基礎賃金・職能給・役割給で構成され、職員の能力、経験、技能および職務内容などを考慮し、別紙に基づき各人ごとに決定する。

#### 第11条 (給与の見直し)

給与の見直しは、毎年4月に勤務態度、勤務成績、経験、貢献度等の総合評価に基づき各人ごとに決定し、当月分から見直す。

ただし、チャイルド・ファンドの財政状況等の事情により、見直しをしないことがある。

#### 第12条 (扶養手当)

扶養手当は、家族を扶養している職員に対して、以下のとおり支給する。

- ① 配偶者 15,000 円
- ② 18歳に達する月の年度末までの子 5,000 円
- ③ 両親(1人あたり) 5,000 円

2 扶養していることの判断は、税法上の扶養家族を基準とする。

#### 第13条 (住宅手当)

住宅手当は、賃借料または、持家購入において住宅ローンを支払う職員に対して、以下のとおり支給する。

- ① 扶養家族(税法上)がいる場合 20,000 円
- ② 扶養家族(税法上)がいない場合 17,500 円

#### 第14条 (通勤手当)

通勤手当は、通勤のために要する運賃について、最も経済的で合理的と認められる経路および方法により、所得税法の非課税限度を限度に実費相当額を支給する。

- 2 原則として、1ヶ月定期に相当する額として計算し、各月の通勤手当として支給する。
- 3 正当な理由がある場合を除き、勤務地より自宅までが直線距離で1km以内の距離の場合は支給しない。

#### 第15条 (割増手当)

法定労働時間を超えて労働した場合には時間外勤務手当を、法定休日に労働した場合には休日勤務手当を、深夜(22:00~5:00)に労働した場合には深夜勤務手当を、それぞれ以下の計算により支給する。

- ① 時間外勤務手当 = 時間額 × 1.25 × 時間外勤務時間
- ② 休日勤務手当 = 時間額 × 1.35 × 休日勤務時間
- ③ 深夜勤務手当 = 時間額 × 0.25 × 深夜勤務時間

- 2 法定労働時間を超えて労働した時間、または法定休日に労働した時間が深夜に及ぶ場合は、時間外勤務手当または休日勤務手当に加えて深夜勤務手当を支給する。
- 3 法定休日の労働とは、労働基準法に規定する4週に4日の休日が取得できなかった日における労働である。

#### 第16条 (インセンティブ手当)

割増手当の総額が、インセンティブ手当基準額を超えないときは、以下の計算によりインセンティブ手当を支給する。

インセンティブ手当 = インセンティブ手当基準額 - 割増手当

- 2 インセンティブ手当基準額は、以下計算による  
インセンティブ手当基準額＝時間額×1.25×10時間

付 則

本規程を改廃する場合は職員の代表の意見を聞き、理事会の承認により決定する。

- 施行 : 2010年4月1日  
改定 : 2013年2月1日 (独立規程化)  
改定 : 2015年4月1日 (組織変更に伴い第12条 (管理職手当) の当該役職を次の様に読み替える  
「マネージャー手当」を「部長手当」、「アシスタント・マネージャー手当」を「リーダー手当」)  
改定 : 2018年4月1日

別紙

1. 基礎賃金 174,000 円

※厚生労働省指定の最低賃金を勘案して支給する。

※1,074 円/時×8 時間×20.25 日 (2017 年 10 月 : 958 円/時)

2. 職能給

資格等級		職能給
G 4	3	158,800
	2	154,800
	1	150,700
G 3	9	146,700
	8	142,600
	7	138,600
	6	134,500
	5	130,500
	4	126,400
	3	122,400
	2	118,300
	1	114,300
G 2	10	98,100
	9	94,000
	8	90,000
	7	85,900
	6	81,900
	5	73,800
	4	69,700
	3	65,700
	2	61,600
1	57,600	

資格等級		職能給
G 1	15	34,900
	14	33,300
	13	31,600
	12	30,000
	11	28,400
	10	26,000
	9	24,300
	8	22,700
	7	21,100
	6	19,500
	5	17,100
	4	15,400
	3	13,800
	2	12,200
	1	10,600
0	9,000	

3. 役割給

役割等級	役職	役割給
Y 5	事務局長	90,000
Y 4	事務局次長	87,500
Y 3	部長	85,000
Y 2	副部長	82,500
Y 1	リーダー	42,500
なし	なし	0

## 特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 チャイルド・ファンド・ジャパン	事業年度	2018年4月1日～ 2019年3月31日
-----	------------------------------	------	--------------------------

## 1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

## (1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
受取会費	234,000円
受取入会金	45,000円
受取寄付金	270,020,274円
受取助成金振替額	50,825,638円
受取助成金	339,000円
受取補助金	3,048,030円
雑収入	334,779円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	324,846,721円

## (2) 借入金の明細

借入先	金額
なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

## (3) その他

なし













7 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日]

実施日	使 途	金 額
2018/4/3	経費精算	227,997 円
2018/4/13	フィリピンにおける支援事業費	5,985,000 円
2018/4/18	フィリピン事務所 支援事業費用	14,630,000 円
2018/4/20	3月分給与	
2018/4/20	3月分手当	236,052 円
2018/4/20	スリランカスポンサーシップ 3月分	880,000 円
2018/4/27	フィリピン センター35 支援事業費	1,347,613 円
2018/4/27	フィリピン スポンサーシップ 支援事業費	7,359,512 円
2018/4/27	Keeping Children Safe 研修費	316,001 円
2018/5/18	4月分給与	
2018/5/18	4月分手当	243,491 円
2018/5/18	ネパールにおける支援事業費 (Korea2018)	10,000,000 円
2018/5/21	スリランカスポンサーシップ 4月分	1,027,200 円
2018/5/23	ネパールにおける支援事業費 (Korea2018)	10,000,000 円
2018/5/29	ネパールにおける支援事業費 (Korea2018)	11,586,537 円
2018/6/20	5月分給与	
2018/6/20	5月分手当	241,620 円
2018/6/20	スリランカスポンサーシップ 5月分	1,030,400 円
2018/6/20	5月分給与	
2018/6/20	5月分手当	78,340 円
2018/6/29	アライアンス CEO 会議・理事会会議費	262,160 円
2018/6/29	アライアンス会議費	135,785 円
2018/7/18	ネパールにおける支援事業費	3,700,000 円
2018/7/18	ネパール事務所 支援事業費用	7,500,000 円
2018/7/20	6月分手当、立替精算	346,163 円
2018/7/20	6月分給与、賞与	
2018/7/20	スリランカスポンサーシップ 6月分	924,800 円
2018/7/20	6月分手当	198,817 円
2018/7/20	6月分給与	
2018/7/31	フィリピン スポンサーシップ 支援事業費	15,605,320 円

実施日	使途	金額
2018/8/20	7月分給与	
2018/8/20	7月分手当	242,599円
2018/8/20	ネパールにおける支援事業費	3,700,000円
2018/8/20	スリランカスポンサーシップ 7月分	889,600円
2018/8/20	7月分給与	
2018/8/20	7月分手当	195,195円
2018/9/10	フィリピン スポンサーシップ 支援事業費	15,689,100円
2018/9/20	8月分給与	
2018/9/20	8月分手当、経費立替精算	362,249円
2018/9/20	スリランカスポンサーシップ 8月分	950,400円
2018/9/20	8月分手当	198,415円
2018/9/20	8月分給与	
2018/9/28	アライアンス分担金	412,488円
2018/10/19	9月分給与	
2018/10/19	9月分手当	246,579円
2018/10/19	スリランカスポンサーシップ 9月分	928,000円
2018/10/19	9月分手当	171,188円
2018/10/19	9月分給与	
2018/10/30	フィリピン事務所 支援事業費用	12,123,820円
2018/11/19	フィリピン スポンサーシップ 支援事業費	16,046,980円
2018/11/20	10月分給与	
2018/11/20	10月分手当	459,908円
2018/11/20	スリランカスポンサーシップ 10月分	950,400円
2018/11/20	10月分手当	198,922円
2018/11/20	10月分給与	
2018/12/20	11月分給与、賞与	
2018/12/20	11月分手当	247,145円
2018/12/20	スリランカスポンサーシップ 11月分	937,600円
2018/12/20	10月分給与、賞与	
2018/12/20	10月分手当	198,852円





認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 チャイルド・ファンド・ジャパン	チェック欄
-----	---------------------------	-------

<p>3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること</p> <p>(1) 役員及びその親族等</p> <p>(2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等</p> <p>ロ 各社員の表決権が平等であること</p> <p>ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること</p> <p>ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと</p>	○
---	---

イ

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉑	2018年4月1日～ 2019年3月31日	9人	0人	0%	2人	22.2%
㉒	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉓	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉔	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉕	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉖	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい
	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ

(注意事項)

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉚ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉔～㉙」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉔」から「㉙」については、イに記載する各期間（「㉔」から「㉙」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉔」から「㉙」については、イに記載する各期間（「㉔」から「㉙」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

元書類收受日 令和1年6月28日

差替書類收受日 令和1年7月1日

書式第8号 (法第44条・51条・58条関係)

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	(特活)チャイルド・ファンド・ジャパン	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		12人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		3人	人	人	人	人	人	人

役員 の 内 訳											
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況							就任・退任年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	職務	
高田 和彦		理事		○							2013年10月11日就任 2018年6月16日退任
福嶋 美佐子		理事		○							2013年10月11日就任
原島 博		理事		○							2005年3月7日就任
伊藤 悟		理事		○							2012年6月1日就任 2018年6月16日退任
小澤 淳一		理事		○							2012年6月1日就任
鷺見 八重子		理事		○							2018年2月9日就任
奥澤 行雄		監事		○							2005年3月7日就任 2018年6月16日退任
脇屋 元		監事		○							2013年10月11日就任
長山 信夫		理事		○							2005年3月7日就任 2012年5月31日退任 2018年6月17日就任
高橋 潤		理事		○							2018年6月17日就任
岡田 昭人		理事		○							2018年6月17日就任
向山 功		監事		○							2012年6月1日就任 2013年7月10日退任 2018年6月17日就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

## 帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人 チャイルド・ファンド・ジャパン		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト(会計王)から出力しルーズリーフで保管	1ヶ月ごと	10年
振替伝票	会計ソフト(会計王)から出力しルーズリーフで保管	2週間ごと	7年
寄附金入金伝票	会計ソフト(会計王)から出力しルーズリーフで保管	毎日	7年
小口現金出納帳	エクセルから出力しルーズリーフで保管	毎日	7年
固定資産台帳	会計ソフト(会計王)から出力しルーズリーフで保管	1年ごと	10年
仕訳日記帳	会計ソフト(会計王)から出力しルーズリーフで保管	1ヶ月ごと	7年
補助元帳	会計ソフト(会計王)から出力しルーズリーフで保管	1ヶ月ごと	10年
貸金台帳	給与ソフト*から出力しバインダーで保管。 (*外部委託先にて使用。)	1ヶ月ごと	7年

## (記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 チャイルド・ファンド・ジャパン	チェック欄					
<p>4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと</p> <p>ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと</p> <p>ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること</p> <p>ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること</p>		○					
イ							
項 目	a	b	c	d	e	f	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ							
項 目	a	b	c	d	e	f	申請時
役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目	実績判定期間	
事業費の総額	①	円
特定非営利活動に係る事業費の額	②	円
特定非営利活動の割合 (②÷①)	③	%

注・「ハ」について、事業費以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を記載してください。  
 ・損益計算書により算出した場合については、記載要領の注意事項をご確認ください。

使用した指標	単位

・算出方法を具体的に示す資料を添付してください。

ニ

項 目	実績判定期間	
受入寄附金総額	①	円
受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額	②	円
受入寄附金の充当割合 (②÷①)	③	%

## (注意事項)

- ・「認定基準等チェック表(第4表 次葉)」(ハ及びニ)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・「ハ及びニ」の③については、小数点以下第3位を切り捨てた数値を記載してください。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人 チャイルド・ファンド・ジャパン	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		○
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。		同意 する <input checked="" type="checkbox"/> / しない <input type="checkbox"/>
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限り。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人 チャイルド・ファンド・ジャパン
-----	---------------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	⑥
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
○						
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄				
<table border="1"> <tr> <td>事業年度</td> <td>月 日 ~ 月 日</td> <td>設立年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table>		事業年度	月 日 ~ 月 日	設立年月日	年 月 日
事業年度	月 日 ~ 月 日	設立年月日	年 月 日		

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。



## 欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 チャイルド・ファンド・ジャパン	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 <sup>(註1)</sup> 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 <sup>(註2)</sup> 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人(認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		○
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ